

佐倉市志津コミュニティセンターにおける指定管理者の管理に係る基準及び業務の範囲等の制定、並びにゲートボール利用方法の変更について

I 条例改正の趣旨

1. 指定管理者制度導入関係

市内コミュニティセンターは、市民がサークル活動や地域活動などに利用する身近な施設であり、また文化的で豊かな地域コミュニティ育成の場として設置されており、市内に4施設（志津コミュニティセンター、西志津ふれあいセンター、和田コミュニティセンター、佐倉コミュニティセンター）あります。

志津コミュニティセンターは、昭和62年12月市の人口の4割を占める志津地区に設置され、サークル仲間の集いや地域の集会、美術作品の展示など地域・文化活動の拠点施設として年間約10万人が利用している施設です。

すでに、開館から20年を経過したことから屋根や外壁、空調・映像設備の改修など大規模な改修工事が行われており、平成20年秋には工事が完了する予定となっています。

指定管理者制度については、当市でも地方自治法の一部改正を受けて、施設の設置目的とその効果に重点を置きながら、民間事業者等による施設の管理運営コストの削減、サービスの向上などについて検討を重ね、平成17年3月指定管理者制度導入方針が決定し、すでに平成18年度から導入が進んでいます。

なお、平成20年4月には約2年の管理運営と、4度の公募・選定の経験を踏まえ、指定管理者制度導入基本方針（第2版）が策定されました。

コミュニティセンターについても、指定管理者制度の導入を検討するため、その業務内容等について検討してきたところ、必ずしも高度な専門性や経験が求められる業務でないことや、またその受け手となるべき民間企業等も多数存在することから指定管理者制度の導入は可能であると判断しました。

志津コミュニティセンターについては、その業務内容の分析、検討を行ってきた結果、民間事業者の持つ多種多様なノウハウや新たな発想による運営によって、コミュニティセンターの設置目的がより効果的、効率的に達成され、さらには新たな価値を創出することも期待されます。

志津コミュニティセンターで指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウを活かしたサービスの質の向上、維持管理コストの削減を図ろうとするものです。

具体的には、併設している志津児童センター及び同学童保育所を含む施設全体の維持管理とコミュニティセンターの運営について指定管理者に移行させようとするものです。

なお、導入に当たっては、併設している北志津児童センター（同学童保育所含む。）や他のコミュニティセンターと十分な調整を図ります。

また、志津コミュニティセンターの導入過程での課題や問題点、導入後の成果などを検証するなかで、他のコミュニティセンターについても順次導入を検討していくものです。

コミュニティセンターの指定管理者制度については、佐倉市集中改革プラン（平成17～21年度）においても、公共施設運営の合理化の観点から検討を進めてきたところです。

2. ゲートボール利用方法の変更関係（多目的グラウンドの利用）

志津コミュニティセンターの駐車場の駐車可能台数が日常的に不足し、イベント開催時等には多目的グラウンドを開放している状況であることから、第1会議室（調理室）前のゲートボールコートを駐車場にしようとするものです。

なお、ゲートボールを行う場合には、建物北側の多目的グラウンドを利用させていただくこととなります。

II 条例改正の概要

1. 指定管理者制度導入関係

(1) 開所時間

志津コミュニティセンターの開所時間は、以下のとおりとします。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てその時間を変更することができます。

- ・原則として午前9時から午後5時まで
- ・ただし、指定管理者は、市長が必要と認めたときは、午後9時まで開所することができる。

(2) 休所日

志津コミュニティセンターの休所日は、以下のとおりとします。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し又は臨時に休所日を設けることができます。

- ・毎月第2月曜日及び第4月曜日
- ・1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(3) 指定管理者の業務の範囲

志津コミュニティセンターの指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとします。

- ・ 志津コミュニティセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- ・ 志津コミュニティセンターの施設及び設備の使用の許可に関すること。
- ・ その他市長が必要と認める業務

※なお、併設の北志津児童センター及び同学童保育所の施設の維持管理について、併せて指定管理者の業務とする方向で検討中です。

(4) 使用の許可

志津コミュニティセンターを使用しようとする場合は、指定管理者の許可を受けなければならないこととします。

- ・ 以下のいずれかに該当する場合は、施設等の使用が許可されません。
 - ア) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めたとき
 - イ) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めたとき
 - ウ) 管理上支障があると認めたとき
 - エ) その他、指定管理者が使用を不相当と認めたとき
- ・ 使用の許可を受けた者が以下のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取消し又は施設の使用を制限し、若しくは停止させることができることとします。
 - カ) 条例又は規則に違反したとき
 - キ) 上記のアからエのいずれかに該当したとき
 - ク) 許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸したことが明らかになったとき

(5) 利用料金

志津コミュニティセンターの利用者は、指定管理者に対してその使用に係る料金（利用料金）を支払わなければならないこととします。利用料金の金額は、条例に定められた上限の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとします。

2. ゲートボール利用方法の変更関係

志津コミュニティセンターの駐車場については、日常的に駐車場の駐車可能台数が不足しているため、ゲートボールコート駐車場にしようするもので、以後、ゲートボールは多目的グラウンドを利用させていただくことになります。

なお、例規上、佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例で使用料を規定している別表からゲートボールコートを削除するものです。

Ⅲ 施設概要

(1) 所在地 佐倉市井野794番地1

(2) 概 要 ホール1、大会議室1、会議室（調理室）1、会議室2、視聴覚室1、和室2、茶室1、多目的グラウンド1、事務室2 遊戯室1※、児童室1※、図書室1※、駐車場50台

※) 北志津児童センター・北志津児童センター学童保育所との併設

(3) 開所日 第2・4月曜日、年末年始を除く日

(4) 内 容 ホール、会議室、多目的グラウンド等の貸出